

平成31年度 五島市しま留学制度 留学生募集要項

1 目的

この制度は、五島市久賀島・奈留島内の小学校及び中学校に転学を希望する児童・生徒に対し、久賀島・奈留島内の受入れ保護者（以下「しま親」という。）の協力を得て受入れを実施し、豊かな自然の中で様々な体験活動を通して心身共に健康な児童・生徒の育成を図ることを目的とします。

2 募集基準

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転学を希望する健康な児童・生徒
- (2) 豊かな体験と思い出づくり等により、第2の故郷を求める児童・生徒
- (3) 島の大自然の中で様々な体験活動を希望する児童・生徒
- (4) 小学3年生から中学3年生までの児童・生徒
- (5) 募集人数は、15名程度（久賀島：10名、奈留島：5名）

3 契約と留学期間

- (1) 留学の期間は、原則として4月から翌年3月までの1年とします。但し、継続を希望する場合は、五島市久賀しま留学連絡協議会または五島市奈留しま留学連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と協議の上、判断し契約を更新します。
- (2) 契約は、連絡協議会が立ち会いの上、留学生の実親としま親間で行い、契約事項を誠実に守ることとします。

4 留学に関わる費用

- (1) 留学生の実親には、委託料として一人あたり月額3万円（翌月分）を毎月25日までに納入していただきます。
- (2) 医療費、衣料費、小遣いなど留学生の生活に必要な費用は実親負担です。
- (3) 学校に納入する教材費、給食費、PTA会費は実親負担です。
- (4) (2)と(3)については、実親としま親が協議の上、概算で預かり別途精算します。
- (5) 夏季及び冬季休業前後の帰省にかかる留学生本人の交通費については、年間2往復を上限に予算の範囲内で助成します。

- | | |
|---------|---|
| ① 助成対象者 | 留学生本人 |
| ② 助成の範囲 | 福江ー長崎間 J F 料金及び長崎駅ー帰省地の最寄駅までの J R 運賃
※ J F 料金は、国境離島島民割引運賃とします。
※ J R 運賃は、新幹線自由席利用で算定した額とし、利用交通機関を問わず定額とします。 |
| ③ 助成回数 | 年間2回（夏季休業中1往復分・冬季休業中1往復分） |
| ④ 助成率 | 予算の状況により決定します。
※助成できない可能性もあります。 |
| ⑤ その他 | 出迎えに来る保護者等の交通費の助成はありません。
留学開始時及び留学終了時に発生する交通費の助成はありません。 |

- (6) 留学生の事故等に対応するため、傷害保険及び賠償責任保険（全国山村留学短期・長期留学の保険）に加入します。保険料は実親負担（平成30年度は、1人当たり年額24,210円）とし、年度始めの4月25日までに納入していただきます。

5 しま親

- (1) しま親は、留学生を家族の一員として、他の家族と区別することなく接し、深い理解と愛情をもって、心身の健全な成長を願い、養育にあたります。
- (2) しま親は、学校運営に対し実親と同様の立場で参加します。また、しま親は実親との連絡を密にし、留学生に対し適切な対応を心がけます。
- (3) しま親は、留学生に事故や大きな病気等が発生しないように最善の注意を払います。発生した場合には、しま親が適切な処置を行うとともに連絡協議会に報告し、両者の協議の上で対応します。
- (4) 留学生は、長期休業中は原則帰省するものとしていますが、滞在しようとする場合は、実親としま親が協議して決定します。

6 解 約

次の事項に該当する場合は、連絡協議会の立会いの上で、解約することができます。

- (1) 留学生の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき
- (3) 家庭の事情などにより、解約希望が生じたとき
- (4) 申込書及び契約書等に虚偽があるとき

7 その他

- (1) この要項及び五島市久賀しま留学制度実施要綱または五島市奈留しま留学制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、実親、しま親、連絡協議会が協議の上、善処することとします。
- (2) この要項は、平成31年4月1日より施行します。

○留学までの手順

- 1 留学申込書（「様式1」）及び必要書類（「様式2・3」）を連絡協議会事務局に提出します。

第1回〆切：11月末 第2回〆切：2月末

- 2 留学の決定がなされたら、決定通知書とともに、しま留学委託契約書（「様式4」）を送付します。（12月初旬及び2月下旬）

- 3 しま親との連絡や転出入の準備その他の手続きをします。（2～3月）

- 4 春休み中にそれぞれの島への転入手続きを済ませます。

- 5 4月上旬の始業式には、留学生の実親も一緒に出席します。同日、連絡協議会立ち会いの上、正式に契約をします。同日、必要事項を記入したしま留学委託契約書（「様式4」）と印鑑、キャッシュカード（ゆうちょ銀行）、保険証をご持参ください。